

国際日本文化研究センター研究資源データ作成及び公開に関する規程

〔令和4（2022）年11月10日 制 定〕

（趣旨）

第1条 この規程は、国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則（以下「取扱規則」という。）第4条第1項及び第3項の規定並びにその他の関連規則に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における研究資源データの作成及び公開に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の定義は、取扱規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）「資料」とは、センターが所蔵又は他機関との取決めによりセンターが取り扱う研究資源のことをいう。
- （2）「提案者」とは、センターの教職員で、資料等を電子化し、研究資源データを主体的に作成する者をいう。

（研究資源データの作成対象）

第3条 この規程において提案者は、次の各号のいずれかに該当するものを電子化し、研究資源データを作成することができる。

- （1）研究資源データとして公開を前提とした資料
- （2）センターの事業（共同研究等を含む）の遂行上、電子化の必要性がある資料
- （3）劣化や破損のおそれがある等、資料保存上の緊急性がある資料

（研究資源データの作成要件）

第4条 提案者は、研究資源データを作成するにあたり、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- （1）電子化の目的が学問的な意義を有すること、又は学問の発展に資することであり、センターの活動目的及び計画に適合すること。
- （2）前条第1号に該当する資料は、センターのデータベース又はその他の方法により公開できること。

（研究資源データの作成と管理）

第5条 提案者は、原則として内容その他研究資源データに関するメタデータを作成し、当該データと共に取扱規則第1条に規定する目的を達するよう適切に管理しなければならない。これらの研究資源データ及びメタデータは、広く適用可能な形式で記述し、国際規格に則る等、相互運用性を最大限確保して作成しなければならない。

(資料電子化の手続き)

第6条 提案者は、資料の電子化による研究資源データを作成しようとするときは、資料電子化検討小委員会（以下「小委員会」という。）で定める資料電子化提案書（以下「提案書」という。）に第4条及び第5条に規定する事項を満たすことを明記し、小委員会に提出しなければならない。

2 既に提出した提案書の内容を追加又は修正する場合も前項と同様とする。

3 提案者は、提案書に記載された対象資料をすべて電子化するまでの間は、毎年度提案書を提出しなければならない。なお、第3条第1号に該当する場合は、研究資源データを公開するまでとする。

4 小委員会は、提案書の内容を審査し、審査結果と共に提案書を研究資料委員会（以下「委員会」という。）に付議する。委員会は、同審査結果と提案書を審議し、その結果を提案者に通知しなければならない。なお、提案多数の場合、委員会は優先順を付して研究資源データ作成の実施を承認しなければならない。

5 提案者は、委員会で承認された電子化事業について、当該年度末までに小委員会で定める資料電子化実施結果報告書を作成し、小委員会に提出しなければならない。

(二次利用条件と権利処理)

第7条 提案者は、研究資源データ及びメタデータをデータベース又はその他の方法で公開する場合は、二次利用に関する条件を提案書に明記し、そのための権利処理を研究資源データ及びメタデータの公開までに完了させ、資料電子化実施結果報告書に記載しなければならない。

(アプリケーション)

第8条 研究資源データを公開するためのアプリケーションの供用、開発及び運用に係る事項については、国際日本文化研究センターアプリケーション供用規程（以下「供用規程」という。）の定めるところによる。

(研究資源データの公開)

第9条 研究資源データの公開を希望する提案者は、データベースの基本設計書及び運用管理マニュアル等、運用管理に必要な資料を作成し、供用規程第9条に規定する情報管理施設長の承認を得た上で別紙の研究資源データ公開申請書と共に委員会に申請しなければならない。研究資源データ公開申請書に記された内容に変更があった場合も同様とする。

2 委員会は、研究資源データ公開申請書及び資料電子化実施結果報告書に基づき公開を希望する研究資源データの運用管理方針が取扱規則第4条第3項に掲げる基準を満たし、かつ、本規程第4条から第7条の規定に則しているかを審査し、公開の可否について提案者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、情報管理

施設長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4（2022）年11月10日から施行する。
- 2 施行日前に作成した研究資源データについては、適用しない。